

令和2年度 東京都暑熱対応設備整備費助成事業実施要綱

(制定) 令和2年1月14日付31環地環第211号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）において暑熱環境の緩和を図るため、都内の暑熱対応設備の整備に要する経費の一部を助成する「東京都暑熱対応設備整備費助成事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

東京都（以下「都」という。）は、都内の暑熱対応設備の整備に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 「暑熱対応設備」とは、次に掲げる設備等及び当該設備等とともに整備する緑化施設をいう。
 - ア 微細ミスト設備（当該設備から排出される水の水質が確保されたものに限る。）
 - イ 散水設備
 - ウ 庇（可搬式のものについては、庇部分の垂直投影面積の合計が12㎡以上のものに限る。）
 - エ 遮熱性塗料が塗布された屋根、外壁等
 - オ 環境性能舗装（遮熱性能又は保水性能を有する舗装をいう。以下同じ。）
 - カ 雨水貯留槽（当該雨水貯留槽に貯留する雨水を用いて打ち水を行い、継続して暑熱環境の緩和を図る場合に限る。）
 - キ その他暑熱環境を緩和する効果のある設備（環境への負荷を増加し、又は公害を発生させるおそれのあるものを除く。）
- 2 「リース契約」とは、暑熱対応設備の貸主が、暑熱対応設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該暑熱対応設備を使用収益する権利を与え、借主は、当該暑熱対応設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次の一及び二に掲げる要件に該当するものをいう。
 - 一 リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
 - 二 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 3 「割賦販売」とは、暑熱対応設備の所有者である売主が、当該暑熱対応設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該暑熱対応設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該暑熱対応設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該暑熱対応設備を販売することをいう。

- 4 「リース事業者」とは、リース契約又は割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）に基づき、暑熱対応設備のリース又は販売（以下「リース等」という。）を行う者をいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象設備

助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）は、暑熱対応設備（区市町村道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道をいい、特別区道を含む。）に整備する環境性能舗装を除く。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 人が自由に出入りできる場所又は公共交通機関の利用者の用に供する都内の施設若しくは空間において、暑熱環境を緩和する効果を有するものであること。
- 二 人が通行し、休憩し、又はとどまる際の暑熱を緩和することを主な目的とするものであること。
- 三 助成金交付決定通知を受けた日から令和3年3月15日までの間に新たに整備されるものであること。

2 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、都内において助成対象設備を整備する事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する、地方公共団体、法人若しくは個人の事業者又はこれらの者と助成対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者であって、次に掲げるものを除いたものとする。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- 五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費として別表第1に掲げるものとする。ただし、助成対象経費に助成対象者が自ら調達し、又は関係会社から調達した分（工事に係る経費を含む。）がある場合にあっては、別表第2の左欄に掲げる場合に依りて当該右欄に定める方法により助成対象者の利益等を排除した経費とする。

4 助成金交付額

助成金の交付額は、助成対象設備を設置する場所ごとに、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該助成金

の額を控除した額) とし、5,000,000円を上限額とする。

なお、算出した助成金の交付額に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 予算額

助成金の令和2年度の予算額は、80,000,000円とし、各予算額の範囲内で第5に定めるとおり本事業を実施する。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業は、令和2年度において実施するものとする。ただし、助成金の交付及び交付に係る業務は、令和3年度内の公社が別に定める期限まで行うものとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和2年1月14日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4の3関係)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省及び国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>②水道、光熱及び電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。))</p>
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け、整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理及び安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に算定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいい、類似の事業を参考に算定する。</p>
	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲の経費をいい、本工事費に準じて算定する。</p>	
	機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工所用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>	
	測量及び	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施</p>	

	試験費		設計、工事監理及び試験（以下この費目において「調査等」という。）に要する経費（助成事業者が直接調査等を行う場合にあっては調査等に要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用、請負又は委託により調査等を行う場合にあってはその請負費又は委託料の費用）をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。

別表第2（第4の3関係）

一 助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分がある場合	当該調達品の製造原価をもって助成対象経費として計上する。
二 助成対象経費に助成対象者と100%同一の資本に属する関係会社からの調達分がある場合	当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該調達品の製造原価以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費として計上する。これにより難い場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（当該割合が0未満である場合は0とする。）をもって、当該取引価格から助成対象者の利益等に相当する額の排除を行った上で、助成対象経費として計上する。
三 助成対象経費に助成対象者の関係会社からの調達分がある場合（二の項に掲げる場合を除く。）	当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該調達品の製造原価並びに当該調達品に係る販売費及び一般管理費の合計以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費として計上する。これにより難い場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（当該割合が0未満である場合は0とする。）をもって、当該取引価格から助成対象者の利益等に相当する額の排除を行った上で、助成対象経費として計上する。
備考	
<p>一 この表において「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社、同条第5項に規定する関連会社並びに同条第8項に規定する関係会社をいう。</p> <p>二 二の項及び三の項に掲げる場合において、当該取引価格が、当該関係会社を含む3社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であったときは、この限りでない。</p>	